

論文審査の結果の要旨

報告番号*	博（多）甲第 号	氏名	河合 公明
学位審査委員	主査 鈴木 達治郎 副査 真山 金 副査 伊藤 邦子 副査 森川 裕二		印 印 印 印
題名	核兵器の使用に対して日本と米国に適用される国際法の規則の相違と 拡大核抑止の運用 Operation of Extended Nuclear Deterrence under the Differences in the Rules of International Law regarding the use of nuclear weapons Applicable to Japan and the United States		
論文審査の結果 要旨			
<p>本論文は、核兵器の使用に関する国際法の規則について、日米間に相違があることを明らかにし、その相違が日本の安全保障政策における「拡大核抑止」の運用にもたらす影響について考察をしたものである。本論文は以下の序論と9つの章、および結論から構成されている。</p> <p>序論</p> <p>第1章 核抑止と武力による威嚇</p> <p>第2章 冷戦期における米国</p> <p>第3章 冷戦後の米国</p> <p>第4章 冷戦期の日本</p> <p>第5章 冷戦後の日本</p> <p>第6章 拡大核抑止政策における日本の当事者責任の変化と合意</p> <p>第7章 核兵器の使用と国際人道法</p> <p>第8章 戦時復仇と自衛の極限状況に関する問題</p> <p>第9章 核兵器の使用に対して日本と米国に適用される国際法の規則の相違に関する問題</p> <p>結論</p> <p>第1章は核兵器と核抑止についての理論的、法的解釈を整理している。第2章は米国における核政策、とくに核使用に際しての「標的政策」について、国際法との関係を含めて冷</p>			

戦時の政策を分析している。第3章は、同様に冷戦後の米国の核政策、標的政策について国際法との関連を分析している。第4章は、日本における核兵器に関する政策論議について、防衛政策全般も含め、冷戦時の政策論議を主に国会審議や政府文書に基づいて分析している。第5章は、冷戦後の日本の政策について、同様の分析を行っている。第6章は、拡大核抑止政策において、日本の立ち位置の変化について分析し、その潜在的問題について、特に核兵器の使用に関する国際法との関連について指摘している。第7章は、核兵器の使用と国際人道法について、詳細に分析している。第8章は、自衛のための核兵器使用についての分析を「戦時復讐と自衛」という極限状況における問題として分析している。第9章は、核兵器使用についての国際法における日米間の相違に注目し、それに由来する問題について分析をしている。結論は、ジュネーブ条約第1追加議定書が適用される日本と適用されない米国との相違が、拡大核抑止の運用面で潜在的な運用面での問題をはらんでいる、としている。

本論文の「学位論文審査基準」に関する評価は以下の通りである。

1. 研究目的・テーマ・課題設定の明確性及び適切性：本論文は、「拡大核抑止」に依存する日本と、実際に核兵器を保有して「核の傘」を提供する米国との間における「核兵器の使用」にかかわる国際法上の解釈やその相違をもたらす課題について分析を行っている。その結果、国際人道法上の課題と安全保障政策上の課題の相互関連、その境界領域に内在する法的・政治的な問題を浮き彫りにした、野心的な論文となっている。研究目的・テーマ・課題設定は十分に絞られた明確なものとなっており、適切であると判断する。
2. 先行研究・資料・文献の適切性：本論文において、国際法、国際政治、安全保障、特に核抑止にかかわる先行研究に関する文献調査、ならびに日本の国会審議記録など、過去の文献や資料の活用は適切に行われていると判断する。拡大核抑止の国際法的分析は希少で、先行研究にもあまり見当たらない。論文末の参考文献一覧を見てもこの点は明らかである。このことだけでも本論文の独自性は明らかであるが、それに加えて、関連する分野の文献も幅広く参照されている。参考文献一覧を見ても、本論文の価値は高いと判断され、先行研究・文献・資料の扱いは適切であると判断する。
3. 研究方法・分析手法の適切性：本論文が採用している研究・分析手法は、社会科学分野の伝統的手法に基づくもので適切に行われていると判断される。国際政治の分析手法よりも、主に国際法の視点から、明確な問題提起に始まり、そのリサーチ・クエスションに答えを導くべく適切に分析を行っている。また、先行研究に対しても、客観的かつ批判的に分析したうえで先行研究に対して、筆者独自の発想や着眼点も記されており、高い説得力を有している。また、研究計画の立案及び遂行、研究成果の発表、データ等の保管に関して、引用部分についてインタビュー相手の確認をとるなど、必要な倫理的配慮がなされていると判断できる。

4. 論旨の明確性・構成の適切性：本論文は、論旨の明確性・構成、目次・章立て・引用・注等などの体裁についても適切であると判断される。論旨の一貫性も明確で一貫性がある。「核兵器の使用」について、「日本と米国がどのような考えに基づいて意思決定をしてきたか」、また「日本と米国に適用される国際法の規則にはどのような相違があり、その相違は米国が日本に提供する拡大核抑止の運用にどのような法的および政治的問題をもたらすか」、という二つのリサーチ・クエスチョンに対しても、論理的・客観的な分析に基づき回答を明示している。特に国際人道法の解釈にかかわる分析は本論文の構成上、最も重要な部分であり、質・量とも学術論文にふさわしいものといえる。
5. 当該学術分野における研究を発展させるに足る学術的意義・価値：本論文は国際法と国際政治、特に安全保障政策の境界領域を新たに開拓した学術論文として、この分野の発展に十分寄与できる価値があると判断できる。特に、「核兵器の使用」に関して、国際法という視点から詳細な分析を行ったことは高く評価される。また、日米の安全保障政策の柱ともいべき「拡大核抑止」について、国際法との関連からその相違点を浮き彫りにした本論文は、国際法及び安全保障政策の両分野で、新たな学術的貢献を果たすと期待される。ただし、国際法に比較して、国際政治・安全保障政策の分析はまだ十分とは言えない。今後の研究者としての成長が期待される場所である。

加えて、予備審査の際に指摘された点については、適切かつ真摯な対応がされており、学位論文の水準を満たしていると考えられる。

以上の評価により、本学位審査委員会は、本論文が学位審査基準を満たすものと判断し、全員一致で博士（学術）の学位に値するものと判断した。

* 報告番号は記入しないこと。